

保険金で住宅の修理ができるという勧誘には要注意！



(事例1)

台風の後、業者が訪問してきて「今すぐ直さないと雨漏りする」と屋根工事を勧められた。「家を建てた工務店に相談する」と断ったところ、大声で暴言を吐かれたうえ、帰ってくれと言ったにもかかわらず2時間以上執拗に勧誘された。



(事例2)

業者が自宅を訪れ「雨どいが壊れている。2年前の台風が原因なら火災保険で修理でき、保険金の申請もサポートする保険金の30%は手数料として当社が受け取るので、残りのお金で修理したらいい。」と言われ契約した。



<アドバイス>

1、契約を迫られてもその場で判断しない！！

(複数の会社で見積もりをお願いして、慎重に検討しましょう)

2、訪問販売や電話勧誘で契約したら、クーリングオフ！！

(契約書面を受け取った日から8日以内なら可能です)

3、事業者に出去るように伝えても退去しなかったら

契約を取り消せるかも！

(「不当な勧誘」にあたり、クーリングオフ期間が過ぎていても主張することができます)



4、保険金の請求は加入者本人が行うのが基本です。

(わからないことは必ず保険会社や保険代理店に相談しましょう)

5、壊れた原因が事業者の言うとおりに保険の対象に

なるかはわかりません！！

(修理の見積もりや保険金請求を任せた結果、うその理由で保険金請求され、知らずに詐欺に加担してしまう恐れもあります)



1つでも心当たりがあったら、
お住いの地域の消費者センター（相談窓口）もしくは消費者ホットライン188へ電話！！